

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和3年6月22日（火） 15:25～16:37

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (25名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原由和 飯坂一也 高橋政一
加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文 渡辺忠
及川善男

【欠席議員】 なし

【出席者】 小沢市長 及川副市長 新田副市長 高橋教育長 千葉総務企画部長
高橋福祉部長 千田長寿社会課長
佐藤健康こども部長 菅野健康増進課長 千田健康増進課主幹
瀬川議会事務局長 高橋議会事務局次長 千田議会事務局副主幹

【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

- ① 法規改正情報の確認不足による例規改正事務の遅れについて
- ② 65歳未満ワクチン接種について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

【概 要】

1 開会 (略)

2 挨拶

(小野寺議長) 定例会本当にご苦労さまでございました。引き続きの全員協議会でございます。この定例会は6月4日に開会したわけですが、それ以来4回目となる全員協議会でございます。よろしく最後までご審議のほどお願いいたします。

今日は、当局から2件の説明事項が寄せられております。それでは、市長からご挨拶をお願いします。

(小沢市長) 本日追加でご提案申し上げました3議案につきましては、原案のとおりご決定をいただいたことに心から感謝申し上げます。また、請願等の採択等により、我々の方でも対応しなければならない部分についてはしっかりと受けとめ、できる限りの努力をいたしたいというふうに思っております。

また、議場でも申し上げましたが、公共施設に関するご提言を頂戴いたしました。内容については、かなり厚めの資料として提言書がまとめられておりましたので、その内容を一つ一つ精査をしながら、これは非常に厄介な問題も含んでおりますけれども、総論賛成、各論反対というふうな部分も、場合によっては出てくるのかなと思いつつも、いずれ、提案の趣旨に沿

う形でしっかり判断をし、まずはその内容の検討に入っていきたいというふうに思います。

さて、本日は、本会議終了後のお疲れのところ大変恐縮ではございますが、一つはお詫び、一つは、65歳未満のワクチン接種券のクーポン、接種券の発行の在り方について、方針が決まりましたので、ご説明を申し上げたく、お時間を頂戴したところであります。

概括的には私の方から少しお話をさせていただきますけれども、法規制の認識不足によって、市としての条例の制定が遅れてしまったということあります。

地域密着型サービスの事業者の指定とか、指定の要件となる人員や設備、運営方法などについては、国が示す基準を基に市が条例をもってそれを制定するということでありまして、今回、4月1日に国としての基準が発表されたわけでありまして、それに準じて、すぐさまその市としての条例変更をしなければならないということではございましたが、その部分のところが、遅れてしまっているということがございます。

どのような状況であったかということは、担当の方からお話をさせていただき、二度とこのようがないことがないように、しっかりと事務事業を整理して参りたいと考えております。

まずは、遅れてしまったことをこの場からお詫び申し上げます。

次に、65歳未満のワクチン接種でありますけれども、これも後程詳しくお話をさせていただきますけれども、6月30日までに約6万通のクーポンを封入して、できれば6月30日、入れたクーポン券を7月1日の日には、郵便局から市民の皆さんに送達したいということで考えております。

内容的には、今月中に送付事務を完了し、直ちに6万人の対象者、奥州市民にクーポン券を送るという手はずで進めていきたい。というふうに整いましたので、この内容についてご説明申し上げ、もしご指摘いただく、或いは意見等あればお聞き取りをして、改善できる点があれば改善をいたし、また、そのあとの部分でもいろいろとあれば、お話をお聞かせいただければというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

3 協議

(1) 説明事項

① 法規改正情報の確認不足による例規改正事務の遅れについて

(小野寺議長) それでは早速協議に入ります。説明事項①法規改正情報の確認不足による例規改正事務の遅れについて、当局から説明をします。高橋福祉部長。

(高橋福祉部長) 法規改正情報の確認不足による例規改正事務の遅れにつきまして、ご説明をいたします。

1の概要についてのところです。地域密着型サービス事業者等の指定の要件となります人員、設備及び運営に関する基準につきましては、国が定める基準を基に、市の条例で定めることとされております。今年、介護保険に関する法令の改正が行われ、国が定める介護保険サービスの基準等も改正をされております。当該国基準の一部改正の省令は、令和3年1月25日に公布されてありまして、令和3年4月1日に施行されております。

本来は、国の基準を基に3月の議会において関係する市の条例の基準の条例の改正をすべきものでしたが、法規改正情報の確認不足により例規改正事務が遅れており、お詫びを申し上げます。大変申しわけございませんでした。今後は、このようなことがないように関係する例規の改正情報をしっかり確認し、適切な例規の改正事務に努めて参ります。大変申し訳ありませんでした。

以下、詳細につきましては、長寿社会課長からご説明をいたします。

(小野寺議長) 千田長寿社会課長。

(千田長寿社会課長) 長寿社会課長の千田です。私からは、2、改正が必要な条例以降について、説明させていただきます。

改正が必要な条例は、次の4つの条例となります。

一つ目は、奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例。

二つ目、奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

三つ目、奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。

四つ目、奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例です。

次に、3、主な改正内容ですが、(1)事業の一般原則（全サービス事業者）では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備等について義務付けたこと。

(2)人員基準では、指定（予防介護）小規模多機能型居宅介護事業者について、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合は、管理者、介護職員の兼務を可能としたこと。

(3)施設基準では、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者（グループホーム）について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進するため、ユニット数を「原則1または2（地域の実情・効率を踏まえて3）」から「3以下」に変更したこと。

(4)運営基準では、全サービス事業者について、高齢者虐待防止の推進、感染症対策の強化、感染症や災害発生時の業務継続計画の策定及びハラスメント防止措置の義務化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等のため取り交わす書類や保存すべき書類・記録についての電磁的な対応等について規定・改正されたものなどです。

次に、4、影響と対応についてですが、今回の改正により、サービス事業者に従事者の勤務体制の確保等について、ハラスメントを防止するための措置が義務付けられたことから、速やかに対応すること、サービス事業者を利用者の人権擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備等が義務付けられましたが、経過措置の期間が定められ努力義務とされており、改正までの期間における影響を考慮し、順次準備を進めるよう当該事業者へに通知することとします。

また、新設の施設整備等を行う場合の人員、設備等に関する基準については、今年度、該当する施設がなく影響はないものの、今後、整備計画を検討する場合には、改正内容を十分理解し、計画するようあわせて通知します。

次に、5、再発防止策については、国、県からの通知や総務課行政係から提供される例規整備情報について、担当係に限らず、法規主任及び職員が内容を理解し、必要に応じて印刷、回覧するなど、確認漏れがないようにする。

介護保険事業計画策定の年は、介護保険関係法令等の改正が見込まれ、関係する条例の改正までの期間が短いことが予想されることから、特に注意することとする。

例規検索システムを有効に活用して、適時に改正事務を行う。

最後に6、今後の進め方については、これらの条例の一部改正については、特に改正が多く、改正内容の十分な精査が必要であり、関連する条例4件をまとめて、法規審査委員会の審議を経て、令和3年第3回奥州市議会定例会に議案を提出することとします。その理由は、正確な改正条例を整理し、改正内容の確認、審査を行うための十分な時間が必要であること、介護保険に関する条例の改廃は、奥州市介護保険運営協議会の審議事項であることからです。

以上で説明を終わりますが、今回の例規改正事務の遅れについては、介護サービス利用者及び事業者の皆様にご迷惑をおかけすることとなりましたことについて、改めてお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

(小野寺議長) ただいま説明ありましたことについて、ご質問等ありましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 影響と対応のところでお伺いしたいというふうに思います。

今回の改正によりまして、サービス事業者に従事者の勤務体制の確保等について、ハラスメントを防止するための措置が義務付けられたということなんですけれども、義務付けですよね、これ。関係するサービス事業者はどのくらいあるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それで、そのあとのサービス事業者を利用者の人権の擁護、虐待の防止のための必要な体制

の整備が義務付けられたが、経過措置の期間が定められて努力義務となっていると。確かに努力義務となっているんですけれども、人権擁護、虐待防止、大変重要なことですので、経過措置があるようなんですけれども、この期間はどのくらいなのかお伺いをしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 千田長寿社会課長。

(千田長寿社会課長) 今回のこの条例の改正の対象となっている事業所につきましては、地域包括支援センター、それから居宅介護地域包括支援センター、それから居宅介護支援事業所施設におきましては、地域密着型通所介護事業所、それから地域密着型介護老人福祉施設、入所者生活介護、いわゆる地域密着型の特養、それから認知症対応型通所介護事業所、それから小規模多機能型居宅介護支援事業所、介護小規模多機能型居宅介護支援事業所、そして認知症対応型共同生活介護事業所ということで、全部で76事業所ございます。

それから、経過措置につきましては、令和6年3月31日までの期間というふうに定められております。

以上です。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) ありがとうございます。経過措置もあるようなんですけれども、しっかりと人権擁護、虐待防止のための必要な体制の整備を整えていただければというふうに思いますし、そのための条例ということになるわけなんですけれども、それが9月ですか、提案されるのが。6月にはできなかったということで、9月まで臨時会とかないんでしょうか。できれば早く条例制定して、しかも利用者の方々にとっては大変重要なところですので、しっかり整備していただくように指導というか条例を作っていかなければならないと思いますけれども、ご所見をお伺いしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 千田長寿社会課長。

(千田長寿社会課長) ただいまのご質問についてお答えします。ご指摘のように、この経過措置は、あくまでも経過措置であり、事業所におきましては、直ちにその対応策を講じなければならぬというふうに判断しております。ですので、今回、この全員協議会終了後に、対象事業者には今回のこの改正が遅れたことについてのお詫びと、それから改正内容に伴う必要な事項につきましては着手するように、指導というか通知をする予定でおります。

以上です。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) それで、条例が9月、今のところ9月の提案のようなんですけれども、臨時会等で対応はできないのか、お伺いしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 高橋福祉部長。

(高橋福祉部長) 議会提案の予定ですが、今回の条例改正の改正箇所が結構多いことで、審査の時間がかかるかなというふうに思っております。それから、先ほどお話しましたが、内部の法規審査を経て、それから介護保険運営協議会、こちらでも十分に説明をして、審議が必要だと思っておりましたので、今のところは9月提案を予定しておりますが、後は、臨時会の方の状況を見ながら検討していきたいというふうに思います。

以上です。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) まず、この条例改正をしなければならないと。奥州市だけじゃないと思うんです。全国的にやらなければいけないことだったというふうに思いますので、例えば、近隣の金ヶ崎町さんとリンクする施設等もあると思うんです。周りでこうやっていて、奥州市だけが遅れるっていうのもいかなものかと思っておりますので、早い段階で条例の提案をいただければと思いますけど、市長、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 議員おっしゃる部分っていうのは十分に理解できますけれども、何よりも条例ですから、文言を間違えたとかどうのこうのというふうな部分がないように、これは慎重に進めな

ければならないというふうに思っているところでございます。

決して9月議会をめぐりにゆっくりしようということではなくて、できるだけ丁寧に精査をし、そして間違いがないようにした上で、もしその条件が整えば、議長ともご相談してということになりますけれども、何かここに至っての部分においては、80弱のサービス事業者に、まずはごめんなさいということも含めて、これはいずれ確実に条例になりますから、十分な対応は、あるなしに関わらずこれは当然しなければならないことなので、お願いしますねという通知を出すことが何よりも重要で、その通知をもってその実効性、対応していただくというふうな形。そして、形式上という言い方は適切ではないのでありますけれども、市が定める条例でありますから、間違いがないようにしなければならない。要するに、条例というのは、基本的には私権を制限するものですから、条例をつくれってということは、結局、これやって駄目とかこれやらなきゃ駄目だっという私権を制限するものでありますから、万が一にも間違った条例というふうなものがあるてはならないという考えから、このところについては、担当者のミスがあったわけでありまして、そのことによって仕事を急がせて、いらぬミスが起こらないような慎重な対応を整えていきたいというふうに考えておりますので、議員の意見は意見として聞き取りをしながら、まずは慎重に制定を、そして適切な時期にということで、最長でも9月議会ということではありますが、調うような状況で、万全であると見計らった時には、議長と相談をして、その対応については再度検討いたしたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) ありがとうございます。確かに私権を制限するのが条例なんですけれども、この条例は、従業員のため、そして利用者さんのための条例改正になるというふうに思いますので、慎重には慎重を期していただきながらも、ハラスメントを防止する、そして人権擁護、虐待防止というところでは大変重要な条例になってくるかと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

(小野寺議長) 27番、及川善男議員。

(及川善男議員) 説明を聞いて感じる点は、再発防止に努めるってことですが、再発防止に努める場合も今回の原因はどこにあったのか、そこが明らかにならないと再発防止に繋がらないのではないかとこのように思います。国の省令なり或いは法改正なりに基づいて、当市の条例改正等に繋がる問題は、どのような手順で行われていて、今回、それがなぜ機能しなかったのか、その辺の状況についてお願いします。

(小野寺議長) 千田長寿社会課長。

(千田長寿社会課長) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。今回、このような事態を招いた原因の一つとしては、担当者任せと言ったわけですが、担当者がやっていることにに関して、他の職員がもう少し疑問視しているか、これはやらなくていいのかという部分で見なければいけなかったものかなというふうに思っております。特に、先ほど改正に関する通知が行政係から届いたときに、課員がみんな見落としていたとは思いますが、それについてやらなくていいのかとかという話が出なくて、担当者の方で今回は改正がなさそうだよという話を聞くと、ああそうかとかこういう事態を招いたことも事実でございました。

なので、そういうことのないよう、今後につきましては、先ほども申し上げましたとおり、国からの通知もそのとおりですし、内部でその法規に関わる部分の通知が日々届いておりますので、それについて目を通すということがまず必要ですし、それから、私も含めてその辺の責任を持って見ていかなければ、他人任せという状態では、やはりこのような事態を招きかねないということで、その辺は課員に周知をして、今後このようなことがないように努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

(小野寺議長) 及川善男議員。

(及川善男議員) 今回は福祉部関係の条例改正に関わる問題ですが、これは、福祉部に関わらず、今後出てくる問題だと私は思います。そういった点で、ダブルチェック体制を取るとか、きちっと体制上で担保されないと、これはまた再発する可能性あると思っておりますので、その辺どの

ようにお考えかお伺いします。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 今、大体こういった取組みの概要については、5の再発防止策で記しておりますとおり、国・県からの通知について、行政係で一旦預かって、行政係はその国・県通知もそうですけれども、官報などを見て、これは改正がありそうだよというようなものについては、担当課にお知らせします。担当課では、もちろんその部長、課長はそうですが、法規主任という法規をしっかりと見る担当がございますので、その主任を中心に、またその係でさらに精査して、改正をするという段取りになっています。

そういった一連の流れが機能しなかったということがございますので、これは、行政係の方でも、総務課の方でも、こういう事態があったということで、改めて注意喚起をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、①法規改正情報の確認不足による例規改正事務の遅れについては、以上とさせていただきます。

提案者入替えのため、暫時休憩します。

② 65歳未満ワクチン接種について

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、②65歳未満ワクチン接種について、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 健康こども部の方から、65歳未満のワクチン接種について説明をしたいと思います。

1、65歳未満の市民の接種券発行及び接種予約についてということで、接種券を6月30日に約6万400件発送し、予約については24時間対応のネット予約を主にして、併せてコールセンターで対応したいと考えております。

予約の集中を緩和するために、今回も年代別に3回ほど、2万人くらいずつに分けて予約を受け付けたいと考えています。

2、優先予約ですが、国から示されている基礎疾患等の優先予約については、接種券発送後、3日間程度の優先予約期間で対応したいというふうに考えています。

3、感染リスクの高い従事者等への接種割当てということで、次の従事者と書いていますが、これ、事業者です。すいません。次の事業者等から提出された名簿により、具体的に一度接種場所を示し、接種割当てをして、接種できるようにしたいというふうに考えています。

①の重傷者のところ、重症者です。すいません。重症者リスクの高い施設の従事者ということで、障害者等施設入所者及び従事者、高齢者介護通所施設従事者、②としてクラスターにより影響が大きい施設従事者ということで、教育幼保施設、学校教職員、放課後児童クラブ、③として感染リスクの高い従事者ということで、ごみ収集作業事業所、清掃事業所、火葬場、タクシー・バス運転手、こういった事業の方々を、事業者から提出された従事者名簿によって日時と接種場所を示して、割当てをしたいというふうに考えております。

4のスケジュールですが、これはあくまで予定ですが、まず6月29日までに接種券・予診票の印刷と配送準備を行います。6月30日に封入作業し、65歳未満の方全員の接種券を郵便局へ持ち込みたいというふうに考えています。郵便局では、6万件ですので5日程度、この送達に時間がかかると、前回の高齢者の時もそう言われておりましたので、これくらい時間がかかるということがございますので、5日ほどみて、7月6日から8日までの3日間程度で優先予約期間として考えておりますし、具体的な市民の接種予約開始については、9日以降かなというふうに考えております。これについては、年代別の予約開始を調整したいというふうに考えています。

あと、感染リスクの高い従事者の接種手続については、この21日から7月5日までの間に、

その割当てをして、周知をしていきたいというふうに考えております。

簡単ですが、説明とします。

(小野寺議長) ただいま説明いただきました点につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 予診票なんですけれども、消えるボールペンで書いてはいけないんですよね。そのことで、消えないボールペンでの書き直しといたしますか、そういうこともあるようなんですけれども、これを徹底していただければと思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

それから、基礎疾患とある程度示されているんですけど、自己申告でいいっていうことで、何かお薬手帳を持ってかなきゃとか、基礎疾患のある何か証明書が必要ではないと、別に自己申告でいいということなんですか。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 消えるボールペンでの予診票への記入ということで、1点目なんですけれども、他の自治体ではそういった事例があって、非常に困っているというふうに伺っています。実際、接種会場では、ボールペンで記入させていただいておまして、あらかじめご本人が消えるボールペンで記入していただいた場合には、ボールペンで改めてなぞっていただいておりますので、実際に受け付ける際には大丈夫というふうに思っております。

それから、基礎疾患のある方につきましては、コールセンターで受付を行いますので、コールセンターのオペレーターと疾患の内容について自己申告し、聞取りをいたしまして、そこで基礎疾患のある方だというふうに判断させていただくようにします。基礎疾患につきましては、ネット予約じゃなくて、コールセンターで対応したいと、今のところそう考えております。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 私、聞き漏らしちゃったのかもしれませんが、そのようなご説明がありましたでしょうか。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 基礎疾患の部分の説明時には、この時は、3日間の優先予約期間で対応するとありましたけれども、コールセンターで行う方向で今、検討しているということでございます。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 基礎疾患がある方、どのくらいだと推測されておられますか。このコールセンターで間に合うんでしょうか。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 基礎疾患のある方は、一応、情報では住民の約7パーセントというふうに言われておりますので。今回の10万人のうち7,000人ということですが、65歳以上の方が大分多いものというふうに考えておりますので、今回16歳から64歳の方ということもありますし、あと、そういったことから3パーセントから4パーセント程度かなということで、コールセンターで対応できるものというふうに今のところは考えているということでございます。

(小野寺議長) 7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 7番、千葉康弘です。5点ほど質問いたします。

予約の方法ということで、今までと同じネット、又はコールセンターということで、同じ形で混雑しないのかなというのが一番心配しております。今までですと、4万人の方が対象でしたが、今回は6万人ということで、1.5倍になっていますので、その辺はどのようにお考えになっているのか。予約段階で2万人ずつというんですけれども、どのような形で分けられているのか。

あと、コールセンター等、改善してふやされているかどうかについて質問いたします。

次に、集団接種会場なんですけれども、かかりつけが主体になるかと思いますが、その他に特設会場、またZホールでやりますが、この会場はその後増えるのかどうかについて質問をしたいと思います。

あと、3番のリスクの高い方っていうことで、放課後児童クラブまでありますが、子ども教

室も当然されるのでしょうかということ、質問したいと思います。

次に、7月9日から予約開始ということですが、実際に接種はいつから始まりまして、完了はいつごろ終わるといふことでお考えなっているのかについて質問いたします。

最後です。なかなか奥州市でなければと大変な部分があるかと思っておりますので、早く皆さんも接種したいというふうにご考えているかと思っております。県とかに支援のお願いというのはどのようにされているのかについて、今ですと、西体育館という形でされていますが、その辺はどのように考え、またお願いしているのかについて質問したいと思います。

以上になります。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 6点ほど、私から。予約の方法ですが、ネットとコールセンターで2万人ずつ、毎週2万人ずつ、こう分けて実施していきたいと思っております。ネット予約に今のこの16歳から64歳の方々については、大分ネットでの予約が可能だといふように考えておりますので、高齢者の方でも65歳以上の予約になった時は、ネット予約が大分多くて、コールセンターとか市の窓口に来た方も少なくなったという状況もありましたので、今回は大丈夫、2万人ではありますけれども、ネット予約とコールセンターで対応できるものといふように考えています。

コールセンターですが、今20名体制でやっております。当初10名、あと15名にふやし、20名にしてということで、7月、8月も20名体制で、その状況に応じて9月以降は考えていきたいといふふうに考えております。

接種会場の数ということですが、こちらで医師会様にいろいろ要請して、かかりつけでの接種の数が3か所ほど増えております。あとZホールで1か所、特設会場が増えているといふような状況でございます。

あと、各病院でも、江刺の開業医さん等でも、特別に大規模な、中規模的な接種会場を作ったりして、いろいろやっているところもありますので、高齢者の接種をまずは目標にして、いろいろ皆さんに努力していただいているような状況でございます。

放課後児童クラブは、一応、子ども教室も含めて他の児童クラブもということで、子ども教室の方々を外すというものではありません。子ども教室の従事者も入れたいといふふうに考えています。

接種スタートは、7月9日からということですが、基本的に今回、高齢者の分は、7月に1回目をやって、あと2回目は8月中頃なり後半なりということで、まだ8月の部分には枠が空いているといふような状況で、これをずっと今の倍にした特設会場で行きますと、特設会場だけで、11月までで12万件の予約を受け付けることができる。計算上ですが、12万件受けられるような状況になりますし、あと、かかりつけ医の病院とかで数万件やっていただけるということで、11月、遅くとも12月には奥州市の接種は終えたいといふふうに、今、机上の計算ではそういうふうに考えているといふところでございます。

あと、県の支援ですけど、県で今回、県南会場で実施したのは、高齢者の接種を7月末までに終わらせたいといふ、そういった関係で今回、特別に県の方で支援していただいて、県南の会場でもやっていただいているといふものでございまして、65歳未満の部分については、今後ということで、県と調整しながら、菅総理は11月までにやれと言っておりますので、それらがかなえられるように県とも調整しながら、もし足りなければ支援をいただきながらやっていきたいといふふうに考えています。

(小野寺議長) 7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) 千葉康弘です。今後、64歳以下ということで、若い方で忙しい方だと思いますので、仕事もやっていますので、当然、時間的に忙しいところであると。その中で、今までのような形でやっていたんでは大変ですので、ネットの回線というのは増えているのでしょうか、どうでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

また、コールセンターの方も、今20人ということですが、もうできるんだったらこれもプラスできるような形で検討できないのかなといふふうに思います。

あと、聞き漏らしたんですけれども、65歳未満の方の接種が始まるのはいつごろということでお考えなっているのかについてお尋ねしたいと思います。

以上であります。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それでは、3点ご質問いただきました。

ネットの回線数はどういった状況なのかということで、これにつきましては、奥州市で使っているネット予約システムが、全国で2,400件のアクセスがあると制限がかかるという状態になっています。これについては、高齢者の申込時と同じ仕組みになっておりますので、今回、一般の若い方々が対象になりますけれども、2,400件のアクセスが入りますと、奥州市だけではなくて、このシステムを採用している自治体すべてで2,400件のアクセスがあると制限がかかってしまうという状況でございます。この拡大については、奥州市としての意見も、繋がらなくならないようにというふうにはお伝えしてはいますが、その会社全体で枠を拡大しないと実現できないという事実もございます。

あと、コールセンターの人員体制ですけれども、現在20人で進めてございます。これについては、増員する場合にある程度の研修期間が、やはり1か月程度は必要だというふうにお話を受けておまして、現在、高齢者で受け付けました20名のオペレーターの方々が、今後の7月も含めて、引き続き対応していただきますので、今までは高齢者の方で、1回ごとの問い合わせに対応する時間が結構かかっていたというふうな実情もありますので、今回、ある程度若い方々ということで、要領を得た対応ができるというふうにご考えてございます。

それから、実際の接種がいつ頃からかということですが、高齢者の接種2回目が終わるのが8月途中というふうに見込んでございますので、この8月中から、早い方は予約が入れば8月から接種がスタートできるというふうに見込んでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) 他に、11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 3番の感染リスクの高い事業者等の中で、例えばホームヘルパーさんとかは入っているかどうか、ちょっと確認が難しいのでお願いします。それから、ごみの関係でリサイクル業者も入るのかどうかという点。

それから、高校生ですけれども、夏休み中に終わるようにした方が、私はいいかなと思うので、その辺は、幾らか優先でやったほうが、この感染リスクの高い事業者と一緒に、高校生も早めに夏休み中に受けた方がいいのではないかなと思いますが、その点を伺います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 高齢者の介護通所施設従事者とありますけれども、このヘルパーだけ、通所だけでなく、いずれ入所以外の高齢者施設という形でみんな法人ごとに名簿をいただいてやりたいなというふうにご考えています。

あと、ごみ収集の関係については、リサイクル業者も入ってございます。

あともう一つ、高校生の接種ですけれども、現状でも8月の後半からの予約なので、夏休みも終わっているもので、ちょっと難しいかなというふうにご考えております。

以上です。

(小野寺議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) 特に、もう3年生だと進路等もありますので、やっぱり考慮した方がいいと思いますし、夏休みと言ったのは、やはり副反応の影響があるから、休み中を使って、大変しやすいのかなと思って聞いたわけでした。

以上です。

(小野寺議長) 他に、1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。ちょっと何点か、複数お聞きしますけれども、まず、今ありました学生の接種に関して、夏休み中は実際無理だということもあり、もちろんそうだと思うんですけれども、千葉議員からもありましたとおり、県の接種会場、高校生となれば、まさに県の教育委員会の管轄する部分ですので、そこを、夏休みの間、高校生向けにということでご

置してもらえないかどうかというところ、お願い、要望をすべきではないかと考えますけれども、その点お伺いいたします。

それから、リスクの高い従事者の部分に関してですけれども、こちらは、今の体制でいうと、その余剰ワクチンのキャンセル対応というところで、優先順位の高い方々がそのまま枠を確保されたと思うんですが、その優先順位の中で、最後にあった市職員の窓口対応職員の扱いというのが、そのあとどうなっていくのかお伺いいたします。

それから、もう職場接種が始まる会社もあるというふうにちょっと聞いているんですけれども、その際、クーポン券の活用というか、接種状況の把握っていうのは、どのように管理されるのかという点についてお伺いいたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 学生のために県の接種会場をということですが、基本的に県の接種会場は、高齢者のための接種会場というふうに私たちは認識しております。そこが空いているような状況であれば、今、これからでもそこに高校生の方を優先にっていうことができるかどうか、その辺をちょっと検討させていただきたいなと思います。

リスクの高いというところで、キャンセルの部分で奥州市の職員の窓口の方ということだったんですけれども、今後ちょっとキャンセルが出てくる可能性もあるので、そういった部分にある程度。ただし、職員でも、自分で早めに受けたいという方もいっぱいいらっしゃいますので、ここについては、やっぱり職員の部分については、普通に予約していただくことで考えております。あと、いずれキャンセル対応もして参りたいと思っております。

あと、職域での接種ですけれども、基本的にはクーポン券がなくてもできる状況ですけれども、あった方が、やっぱり何かと企業の方でも管理するのが楽だということですので、早めにこれもちょっと、どんどん胆江でもトヨタ東日本とかデンソーさん、あとは、奥州市内でミズサワセミコンダクタさんとかいろいろ職域でやるところがありますので、ここはクーポン券なしでもできるとは言いつつも、やっぱり最初に住民の方にクーポン券を渡していれば、それを持って行って、それでいろいろやった方が、事務的にも徹底手続きが楽ですので、そういった意味でも、今回、早くクーポン券を配布したいというふうに考えたものでございます。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) できるだけ県に強く要望して欲しいなと思うんですけれども、何でかって言うと、その受験の時期もありますけれども、そもそも高校生だけじゃなく現役世代が土日集中してしまうと、計算上は一応間に合うという話にはなっていますが、やはりそこはちょっと溢れる可能性があるんじゃないかなと思うので、学生さんが夏休みであれば、安心して平日に接種できますので、その土日のピークをうまくずらすというところからも、そういったところの準備が必要ではないかなと思いますので、できるだけ強く県に要望していただければなと思っております。

それから、ワクチン余剰の考え方がそうなるのはわかりました。で、私が思うのは、これから災害の発生が、台風等の時期にも入りますので、そういった時に避難所で対応される職員さんというの、かなり精神的なリスクも負担も感じられるのではないかなと思いますので、そこは優先順位として、災害対応、避難所対応に当たられる職員という方も、改めて優先枠を確保した方が、避難所に来られる避難者の方々も安心できるのではないかなと思いますので、その点、ぜひご検討していただければなと思います。

それから、クーポン券の話はわかりました。ですが、最後に管理する部分で、学校の先生も今回入っていましたが、市民の方が、学校や職場の関係で、市外で接種されることもあり得ると思うんですけれども、その辺、他市町村との情報、あくまでも自己申告を待つのか、何かしらの共有を図られるのかといった、市外の接種会場との連携というのがどの程度進んでいるのかなっていうのを確認させていただきたいです。

それから最後、もう一つ、実際の接種時期がっていう話が先ほどありましたけれども、以前の全協で示されましたカレンダーというんですかね、接種の件数を並べたもの、今回どんどん増えていますので、そちら資料として結構ですので、改めてスケジュール表か接種カレンダーを

示していただければなと思いますので、その点お伺いいたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 高校生の接種については、いずれ県の方とも連携しながら、要望しながら、ちょっと考えていきたいと思います。

避難所の部分ですけれども、基本的に本部につくものもおりますし、大きな災害があれば、市職員全員が対象になるという状況ですので、避難所に限ってというのではなく、市職員全体として、今後の接種について考えていきたいというふうに思います。

あと、市外接種ですけれども、クーポン券があれば、今はどこでも接種できます。東京も今やっております。大きな接種会場でも、クーポン券があればできるというような状況で、市民が北上でも接種できますし、それがただお金の出所がちょっと違うだけで、接種される方にとっては何も問題がなく接種できますので。

あとは全体のスケジュール表ですけれども、私も必要と思って、いずれ作って議員の皆様にもお示ししたいなというふうに思っております。

(小野寺議長) 他にございますか。阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) あと確認なんですけど、接種は12歳まで引き下がるってことでよろしいんでしょうか。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 国とか、新聞紙上とか、マスコミ等の関係ではそうなっておりますけど、具体的に県とかからこちらには、通知がまだ来ておりません。

以上です。

(小野寺議長) 佐藤郁夫議員。

(佐藤副議長) 大変ご苦労さまです。このワクチン接種、これ昨日決まったとかということで、急遽説明されたわけですが、一つは、高齢者の接種をして気づいたと思いますが、繰上げするというようなことね、これ、市民の間から、何でもう少し早くできなかったんだと、これ無駄な話じゃないですかと。そうすると、お医者さんの協力が、なかなかできなかったというようなことだったようですが、私はそこを責めているということじゃなくて、非常にいい教訓があるわけですよ。

それでお聞きしますが、8月中旬に高齢者が終わると。したがって、64歳以下は8月中旬から接種を始めるということは、これでいいわけでしょうか。

それから、この前と同じような、また繰上げするとかじゃなくて、おそらく、菅首相は新聞でも載っていますが、11月までに終わるって載っていますよね。また要請が来ますよ、これ。市は12月までってなっていますが、そこの教訓は、前の教訓を見て、ちょっとまずいなという部分は、私からすればあったので、そこはきちっともう少し詰めてやった方がいいと思います。もう少しきめ細かくやられた方がいいと。

それから職場接種、これは先ほどどこそこって言ったが、早めに掴むべきだと思います。混乱します。混乱すると思いますが、職場接種は、大企業も多いわけです。胆江地区では、したがってこれも早く掴んでおくということ。これについてどう考えるかと。

それから、コールセンターのオペレーターが20名で間に合うというふうに私は聞き取りましたが、高齢者の場合は、ほとんど孫が頼んでインターネットでやったと。うんと文句出たようですよ。その教訓を生かさなければならぬと。したがって、高齢者の場合は時間かかるということですが、64歳以下の人は忙しいのでどんどん責められると思いますよ。私は逆だと思いますから、むしろこれをふやすと。オペレーターをふやすということも、改めて考えておいたほうがいいと思います。

とりあえず、以上何点かになりましたが、よろしく申し上げます。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 高齢者の接種の教訓を生かして、きちっときめ細やかにやるべきではないかということでございますが、そのとおりだと思っております。

本当に途中で、最初はお医者さん方の1時間でやれるその問診の時間で、一応やっております

したけれども、やってみると、実はそちらじゃなくて、ワクチン接種の数の方が、問診はそんなに時間がかからないというところがわかりまして。それによって、今回、接種ブースをふやして、予約枠をふやすことができたというものでございます。

あと、いろいろ医師会との連携をとりながら、我々進めてきたんですけれども、至らなかったと言えばそういったことと思いますが、何とか今回、接種ブースをふやして、7月中旬に全部2回終わるとはいかないまでも、まず、1回目は7月に全部できる状況になったというのは、よかったかなというふうに思っております。

そういった部分も含めて、もっとこうきめ細やかに、これから64歳以下の方々に接種するときに、もっときちっと考えていけばいいのではないかと、その話はそのとおりでと思いますが、いずれ、ワクチンクーポン券の交付を早めたいという部分。

また、あとコールセンターの20名では全然足りないんじゃないかという部分についても、今後の検討の課題というふうにしていきたいというふうに思います。ただ、コールセンターにつきましては、ふやすという部分にはなりませんし、これから、働いている方々が日中の午前9時から午後6時で電話するっていうのよりも、ネット予約の方が多いのではないかなという部分もありまして、いずれコールセンターの増員の部分については、ちょっと検討して参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 佐藤郁夫議員。

(佐藤副議長) 今度は県との関わりですが、西体育館をふやしたのは、県の行政というか、県の判断だったと私は理解していますが、県は、盛岡市と奥州市が非常に陽性者の発生率が高いということで、急遽やったと思うんですが、例えば、高校生の部分とか、そういう部分については、県の協力も最初からもらうというようなことを含めて、私はやられた方がいいと思います。人口規模が多いですよ。2番目ですよ。これは配慮して欲しいと。

もう町村なんかは、すぐ全部終わりましたとなっておりますが、そうじゃなくて、全体的には全員が打たなければならぬという観点から、県に対して要請すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 今回の県の接種会場につきましては、いずれ感染者が多いというよりも、高齢者の接種を終わる時期が、我々の市、盛岡市も遅いということで、県の支援があれば7月に終わるといったような話もしていましたが、滝沢市もそういった状況です。奥州市も、一応9月という話で進んでいたことから、県の方でこ入れの形で、県の方は奥州市だけでなく沿岸の方もなかなか難しい状況が見えるということで、県南に1か所ということで、奥州市の方で会場をあっせんしまして、ここでやっていただいたというものでございます。

いずれ、県の配慮をいただいて、今回、高齢者の部分は終わっておりますけれども、11月末までにできるかどうかという部分につきましては、机上の計算上は、ワクチンの特設会場だけで、11月末累計でいくと12万件できる状況にあります。職域接種、そして病院での接種とかかりつけ医等の接種、そういったものを合わせていきますと、11月末には終えることができるのではないかと、今の机上の計算では考えているというところでございます。

(小野寺議長) 佐藤郁夫議員。

(佐藤副議長) 最後にしますが、もちろん机上の計算ですが、要請するところは要請したほうがいいと思うんですよ。それから、12月までとなった時に、私は前の部長の答弁で、7月までは無理だということで、県内では奥州市と盛岡市っていうか、それがどんどん責められてきたでしょ。そして責められてきて、やむを得ず県ではそこに配置したわけですよ。ですから、その二の舞を踏まないように、やっぱりもっときちっとやったほうがいいと。したがって、結論は、県に対しても申し上げると。11月に終わるといふようなことを示してやられた方がいいと思います。

幸いにも、昨日は陽性者がゼロでした。ところが、どういうふうになるかわかりませんよ。したがって、そのことを常に頭に置きながら対応していただきたいと、これは要望です。何かコメントがあればお願いします。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) いずれ、誰が大事で、誰が大事でないかって言ったら、みんな大事ですから。きちんとやんなきゃないってことなんですけれども。モデルナのワクチンっていうのは誠にありがたい話だなと思うんですけれども。ここの手配を岩手県がしてくれたんですけど、引き続きやってくれっていうことは、ちょっとお願いしてみたいと思います。

例えば、県内の高校生を対象にやるようにしたらどうだと、職域ではないんですけれども。県南の高校3年生、2年生、順番で高校生だけに、したい方は来いと。その時は、それぞれ各市町村のスクールバスで来てくださいますかっていうようなやり方もあるのかなと思いますけれども、いずれ、職域接種にならない子供たちで、なおかつ重要な子供たちの部分なんか、いろいろお話してみれば、県の教育委員会とのやりとりができるのかなと思いますので、ここは少し踏ん張ってお願いしたいと思います。

今回、6月30日に接種券を送る時に、これまで、特に65歳までのところに来たときには、インターネット予約が一気に増えたんですよ。だから、大体何時頃にどのぐらい、ネットが繋がりにやすい時間とか、繋がりにくい時間なんていうのは、これまでのデータを持って対応ができますので、この辺の部分のところに関しては、そういうようなデータというか、情報も提供するような形にしたいと思っております。

ネットでどのぐらい繋がるかっていうと、これも机上なんですけども、お一人様に15分かかるとすると、ネットで、例えば私なら私がネットでこうやって打ち込んで、予約ができたっていうのに、インしてアウトするまでに15分かかったとすると、うちがやっている、日本旅行社とか様々ですけど、JTBでやっているんですけど、約1時間で1万件の処理能力あるんですね。これ、24時間休みなくやりますから、1日24万件できるって話なんです。理屈上ですよ。ただ、同じタイミングでネットに入ったら、いつも俺は入れなかったっていう人もいれば、初めて入った人が、ぽっと入るっていうものもあるんですけど、一応、理屈から言うと、JTBが持っている総枠は1時間に1万件。24時間ですから24万件、毎日できるって話なので、場合によっては、若い人たちもいますのでね、夜中の12時過ぎはチャンスだとか、いろんなことがあるような情報を流しますんで、多分明け方が一番入りやすいとは思いますが、そんな中で調整をしていただくということになるのかなというふうに思っておりますけれども。いずれ繋がりにくいことはもちろんあるけれども、比較的この時間帯だと繋がりにやすいですよみたいなことは、奥州市民の皆さんには、情報としてお流しできるようには心がけたいと。

それから今、副議長からもありましたとおり、できるだけ岩手県の協力も得ながら、接種のチャンスを多くするよう、さらに努力をして参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、②65歳未満ワクチン接種については、以上とさせていただきます。
説明者退席のため、暫時休憩します。

4 その他以下 (略)

奥州市議会全員協議会

日時：令和3年6月22日（火）

時 分

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

① 法規改正情報の確認不足による例規改正事務の遅れについて

② 65歳未満ワクチン接種について

4 そ の 他

5 閉 会

法規改正情報の確認不足による例規改正事務の遅れについて

1 概要

市町村長が行う地域密着型サービス事業者等の指定の要件となる人員、設備及び運営に関する基準は、国が定める基準（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）を基に、市町村の条例で定めることとされている（介護保険法第78条の4）。

当該国基準は令和3年4月1日に施行となっており、本来、市の条例（基準）も同一の期日で改正条例を施行すべきであったものであるが、法規改正情報の確認不足により例規の改正事務が遅れている（当該国基準の一部改正省令の公布は令和3年1月25日）。

2 改正が必要な条例

- (1) 奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年奥州市条例第9号）
- (2) 奥州市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年奥州市条例第10号）
- (3) 奥州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年奥州市条例第15号）
- (4) 奥州市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年奥州市条例第19号）

3 主な改正内容

- (1) 事業の一般原則（全サービス事業者）
内容：利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備等について義務付け（経過措置で令和6年3月31日までの間は努力義務）
- (2) 人員基準
 - ・指定（予防介護）小規模多機能型居宅介護事業者
内容：介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合は、管理者・介護職員の兼務を可能としたこと。
- (3) 施設基準
 - ・指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者（グループホーム）
内容：地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進するため、ユニット数を「原則1又は2（地域の実情・効率を踏まえて3）」から「3以下」に変更したこと。
- (4) 運営基準
 - ・全サービス事業者
内容：高齢者虐待防止の推進、感染症対策の強化、感染症や災害発生時の業務継続計画の策定及びハラスメント防止措置の義務化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等のため取り交わす書類や保存すべき書類・記録についての電磁的な対応等について規定・改正されたもの。

4 影響と対応

今回の改正により、サービス事業者に従事者の勤務体制の確保等について、ハラスメントを防止するための措置が義務づけられたことから速やかに対応すること、サービス事業者に利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備等が義務付けされたが、経過措置の期間が定められ努力義務とされており、改正までの期間における影響を考慮し、準備を進めるよう当該事業者に通知する。

また、新設の施設整備等を行う場合の人員、設備等に関する基準については、今年度該当する施設がなく影響はないものの、今後整備計画を検討する場合には、改正内容を十分理解し計画するよう併せて通知する。

5 再発防止策

国・県からの通知や総務課行政係から提供される例規整備情報について、担当係に限らず法規主任及び課員が内容を理解し、必要に応じて印刷・回覧するなど、確認漏れがないようにする。

介護保険事業計画策定の年は、介護保険関係法令等の改正が見込まれ、関係する条例の改正までの期間が短いことが予想されることから特に注意する。

例規検索システムを有効に活用して、適時に改正事務を行う。

6 今後の進め方

これらの条例の一部改正については、改正が多く内容の十分な精査が必要であり、関連する条例4件をまとめて法規審査委員会の審議を経て、令和3年第3回奥州市議会定例会（9月議会）に議案を提出する。

（理由）

- ・正確な改正条例を整理し、改正内容の確認、審査を行うための十分な時間が必要であること。
- ・介護保険に関する条例の改廃は、奥州市介護保険運営協議会の審議事項であること。

65歳未満ワクチン接種について

- 1 65歳未満の市民の接種券発行及び接種予約について
接種券を6月30日に約60,400件を発送し、予約については24時間対応のネット予約を主に、併せてコールセンターで対応する。
予約の集中を緩和するため、年代別に3回ほどに分けて予約受付をする。
- 2 優先予約について
国から示されている基礎疾患等の優先予約は、接種券を発送後、3日間の優先予約期間で対応する。
- 3 感染リスクの高い従事者等への接種割り当て
次の事業者等から提出された名簿により具体的な日時と接種場所を示し、接種割り当てをして接種できるようにする。
 - ① 重症者リスクの高い施設の従事者
障がい者等施設入所者及び従事者、高齢者介護通所施設従事者
 - ② クラスタにより影響が大きい施設従事者
教育幼保施設、学校教職員、放課後児童クラブ
 - ③ 感染するリスクの高い従事者
ゴミ収集作業事業所、清掃事業所、火葬場、タクシー・バス運転手
- 4 スケジュール
～6月29日……………接種券・予診票等印刷、配送準備
6月30日……………封入作業、65歳未満の方全員への接種券等を郵便局へ
7月1～5日………郵便局から市民への送達
7月6～8日………基礎疾患等、優先者予約期間
7月9日……………市民の接種予約開始
※年代別等の予約開始を調整する
6月21日～7月5日…感染リスクの高い従事者への接種手続き